令和３年２月15日

**第５次大阪府文化振興計画について**

**■ 概要**

　○ 大阪府文化振興条例第６条において、「知事は、文化の振興に関する施策の

総合的かつ計画的な推進を図るための計画（文化振興計画）を策定する」と規定。

　○ これまで平成18年以降、４次にわたり文化振興計画を策定。

現在の計画は、令和２年度末が終期であることから、新たな計画を検討している。

　○ 計画策定にあたっては、昨年６月に、大阪府市文化振興会議（審議会）に諮問。

　　 12月の審議会で答申が取りまとめられ、１月18日に答申の手交を受けた。

**■ 教育委員会の意見聴取**

○ 平成29年に改正された文化芸術基本法において、以下の内容などが新たに規定。

・地方公共団体における文化芸術の推進に関する計画の策定（努力義務）

　 ・計画の策定や変更について、教育委員会の意見を聴取（第７条の２第２項）

　　 ※法改正により、新たに、文化芸術と各関連分野との連携や、

文化芸術に関する教育の重要性などが新たに位置づけられたことなどによる

**■ 今後の主なスケジュール（予定）**

|  |  |
| --- | --- |
| 月　日 | 内　容 |
| 2/5（金）～3/8（月） | ・パブリックコメントの実施 |
| 2/15 (月) | ・教育委員会会議での意見聴取 |
| 3月下旬 | ・第５次大阪府文化振興計画　策定 |

１－２